



厚生労働省奈良労働局発表
令和5年4月27日

担
当

奈良労働局労働基準部健康安全課
課長 能勢 大藏
副主任衛生専門官 長谷川 創史
電話 0742-32-0205

第14次労働災害防止計画に係る奈良労働局における推進計画の策定

労働災害防止計画は、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を労働安全衛生法第6条に基づき厚生労働大臣が策定する5か年計画で、1958年に第1次の計画が策定されて以降、社会経済の情勢や技術革新や働き方の変化等に対応しながら13次にわたり策定されてきましたが、この度、2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする第14次労働災害防止計画が策定されました。

計画は、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、労働者の安全と健康が確保されることを前提に、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会の実現を目指すことをねらいに、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発や労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進などを重点対策としています。

奈良労働局では、事業場における労働者の安全衛生確保義務は事業者が負うものですが、高い安全衛生意識を保ち効率的な安全衛生体制を構築するためには、労働者の協力を得て自主的な取り組みのもと対策を講じることが重要であるとの考えを基本に、第14次労働災害防止計画の目標達成に向けて、安全衛生を取り巻く現状と施策を踏まえ、「第14次労働災害防止計画に係る奈良労働局における推進計画」を策定し、事業者、労働者及び関係者が協力して安全衛生管理の推進を図ります。

添付資料

- 1 [第14次労働災害防止計画に係る奈良労働局における推進計画](#)

※ 第14次労働災害防止計画 本文（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197308.html>